

千葉県特定（産業別）最低賃金改正

「必ずチェック 最低賃金 使用者も 労働者も」

千葉労働局

下記産業の事業場で働く労働者及び使用者に適用される特定最低賃金7業種が下記のとおりとなります。

業 種		改正額	発 効 日	改正前額	引上げ額
特定 （産業別） 最低賃金	調味料製造業 *	795 ^円	平成20年12月25日	785 ^円	10 ^円
	鉄鋼業	829	平成20年12月25日	819	10
	汎用機械器具、生産用 機械器具製造業 [旧 一般機械器具製造業] *	814	平成20年12月25日	805	9
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業 [旧 電機機械器具製造業] *	813	平成20年12月25日	803	10
	計量器・測定器・分析 機器・試験機・測量機 械器具・理化学機械器 具製造業、医療用機械 器具・医療用品製造業、 光学器械器具・レンズ 製造業、時計・同部分 品製造業、眼鏡製造業 [旧 精密機械器具製造業]	798	平成20年12月25日	788	10
	各種商品小売業	775	平成20年12月25日	767	8
	自動車（新車）小売業	807	平成20年12月25日	799	8

注) (1)*適用されない業種があります。

(2)この最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

参考) 千葉県最低賃金 **723円** (平成20年10月31日発効) 本誌11月号で既報。

◎お問い合わせは、千葉労働局賃金室 TEL.043-221-2328又は最寄の労働基準監督署へ。